# 業務概要書

## １　設計目的

本業務は、京都府公立大学法人における京都府立大学（以下「府立大学」という。）の施設整備に向け、多機能講義棟（仮称）及び府立医科大学と共用できる体育館（以下「体育館」といい、多機能講義棟（仮称）と合わせ、「本施設」という。）の基本設計及び付随する測量業務等を行うものである。

## ２　業務概要

(1) 多機能講義棟(仮称)及び体育館新築工事に係る基本設計業務
(2) 施設整備に附随する外構整備、インフラ整備、仮設計画等
(3) (1) 及び (2) に関連する建築基準法や都市計画法等の関係法令や条例に係る協議や手続き
(4) 本施設の建設予定地の測量及び地質調査
(5) 関係者協議（内部意思決定を含む。）に係る資料作成、議事録の作成
(6) 実施設計費見積、建設費概算見積の作成

## ３　事業スケジュール

(1) 業務委託工期　　令和 10 年３月 31 日まで
(2) 平面図、面積表の提出期限　　令和９年 12 月 28 日まで
※令和９年８月末を目途に中間案を提示のこと。
(3) 実施設計業務　　令和 10 年度～令和 11 年度（予定）
(4) 工事時期　　令和 11 年度以降（予定）

## ４　用途地域及び地区の指定

第二種中高層住居専用地域(200%、60%)、20m第一種高度地区、
京都市風致地区条例第 4 種地域、山並背景型修景地区、近景･遠景デザイン保全区域、
埋蔵文化財包蔵地

## ５ 業務内容

### (1) 基本的事項

以下の資料を参考として、以降に記載する内容に留意し、本施設に関わる関係者と十分協議・調整をした上で基本設計を行うこと。

・京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画及び京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画（附属資料）参考資料（以下「基本計画」という。）

### (2) 設計に係る条件

ア　当該工事に関連する法令、条例等について整理し、それらを遵守した計画とすること。
イ　施設の延べ面積については「建築設計業務委託特記仕様書」３（２）の面積を上限に、発注者と協議の上、決定すること。
ウ　必要室、各室の面積･仕様については、本施設に関わる関係者と協議のうえ決定すること。
エ　多機能講義棟（仮称）の整備機能については、講義室・研究室・実験室等学舎機能、行政機能、防災機能等が想定されているところ、本業務において具体的な内容の案を作成し、関

係者協議のうえ整理すること。

オ　施設配置等の検討にあたっては、教育・研究活動や学生のキャンパスライフ等大学運営への影響、学生・教職員の動線、学部・学科のまとまり、既存施設の活用なども考慮し、安心安全で魅力あるキャンパスとなるよう、使い勝手の良い形状と配置を柔軟に検討すること。

なお、主たる前面道路の周辺部については、公共空間を確保できる配置とすること。

カ　関係者協議期間（発注者の内部意思決定期間含む）等を配慮した詳細な業務工程表を作成して業務の進捗管理を徹底すること。

キ　各種法令手続きに基づく事前協議及び資料作成を行い、成果品に反映すること。また、住民説明等に必要となる資料作成は本業務に含む。

ク　参考資料に示される諸課題や、参考資料作成時に行った関係機関協議結果には留意し、本業務を行うこと。

**(3) 設計にあたり検討すべき事項**

ア　建物構造については、規模、工事制約、施工性、コストの合理性及び環境保全等を踏まえ、比較検討を行い、決定すること。

イ　地質調査は、本業務で実施し、結果に基づき杭基礎の要否、工法や基礎形状を比較検討の上、決定すること。

ウ　計画地は、ハザードマップ上で洪水浸水想定区域（浸水深さ 0.5m以上 3.0m未満）に指定されているため、洪水の際にも避難所や大学の機能が維持されるよう、設備計画を含めて検討すること。

エ　インフラ引込みについては、全て新たに引き込みが可能か各機関と十分に協議・調整を行うこと。また、井水等の活用についても検討すること。

また、本施設及び府立大学内の施設機能の信頼性向上のため、インフラ引込みの冗長化等を図ること。

オ　雨水排水対策の検討を行うこと。

カ　本施設は省エネルギー、再生可能エネルギー、環境負荷の低減に配慮することとし、「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第２期）（2021 年（令和３年）12 月京都府)」に基づき、原則 ZEB　Ready 以上を目指している。基本設計の段階において、ZEB 化の比較検討を行うこと。

キ　多機能講義棟(仮称)、体育館とも、基本設計の初期段階において、発注者と調整した上で、方向性やアプローチの異なる複数の基本設計案及び各案のメリット、デメリットを比較検討したものを提示し、発注者による選定・承認を得ること。

ク　設備計画

・受変電設備、発電設備（非常用及び太陽光)、空気調和設備、給水設備、給湯設備等について、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性、操作性、環境性能などを総合的に比較検討してシステムを選定すること。

・電力、水道及びガスについては、経済性及び維持管理性に配慮するとともに、災害時においても防災拠点機能及び研究･実験設備の維持に必要なエリアへ一定期間供給を継続できる設備計画とすること。供給対象エリア及び継続時間については発注者と協議の上、設定すること。

・非常用発電設備は、72 時間運転に必要な能力と燃料タンク容量を検討すること。

・空調設備、受変電設備、給排水設備その他主要設備について、情報通信技術（ICT）を活用した中央監視及び自動制御システムを導入し、省力化、省エネルギー化及び維持管理性の

向上に配慮した計画とすること。
・工事期間中の既存建物施設への影響が最小限となるような仮設工事及び既設インフラ設備（電力、通信、給水、排水、ガス等）の切り替えについて、ステップ計画及び概略工事工程表を検討・作成すること。
・雷保護設備（外部雷、内部雷保護）を計画すること。
・通信、情報設備については、業務に必要な構内交換設備、既設 LAN 設備に対応できる計画とすること。また、必要に応じて、ケーブルを入線できるよう空配管を計画すること。
・体育館及び多機能講義棟（仮称）に設置する放送設備は、館内単独での業務放送及び非常放送（ローカル放送）が可能な構成とすること。また、既存建物の放送設備と連携し、全館一斉放送が可能となるシステム構成を計画すること。
・体育館の高所照明等を点検するための点検通路等を検討すること。また、高所照明の照度については、使用する競技レベル、活動予定の競技、災害時の活動拠点としての使用等を踏まえた①設計照度、②器具仕様、③器具配置の検討をすること。
・建設予定地全体のセキュリティ状況を踏まえ、将来の施設改修及び建替えにも対応可能な監視カメラ設備及び入退室管理設備を計画すること。また、監視映像及び警報情報については、事務室及び保安室において集中監視できるシステム構成とすること。
・各棟に設置する受信盤の警報信号は、既存の総合受信盤へ移報できる計画とすること。なお、総合受信盤については、改修又は更新の可否を検討すること。
・多機能講義棟（仮称）には将来的に実験施設の整備が想定されるため、電気設備及び機械設備の増設に対応できるよう、設備シャフト、予備スペース及び空配管等を適切に計画すること。
・太陽光発電等により、自然エネルギーの活用を図ること。
・衛生器具設備については、衛生的で、感染防止を講じた節水型器具を計画すること。
・井水の雑用水への利用を検討すること。また、井戸の掘削位置及び取水位置（深度）による周辺環境への影響について検討すること。
・体育館の空調について、各アリーナで実施予定の競技特性に応じた空調計画（特に空気の吹出し方法や吹出し位置等）の検討をすること。
・法令に適合し、有効かつ迅速に消火が行える消火設備を計画すること。

## ６ その他留意事項

ア　基本設計において、建設現場の週休２日及び設備類の試運転を考慮した工事工程を検討すること。
イ　積極的に京都府内産木材、京都木材規格材の利用に努めること。
ウ　ライフサイクルコストの検討を実施するとともに、点検、保守、維持管理、機器更新等に配慮した計画とすること。
エ　バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮すること。
オ　土壌汚染調査を別途発注予定のため、本業務の実施にあたっては、必要に応じて協議を行い、設計に反映すること。
カ　十分な現地調査を行い、その結果を反映した設計とすること。現地調査の実施については、事前に発注者と調整し行うこと。
キ　工事中の仮設計画については、施設管理者と調整の上、工事中の職員や利用者の動線に配慮し、地元調整等の結果を反映した計画とすること。
ク　現地調査は施設管理者と事前に調整したうえで行うこと。

ケ　敷地内の既存建物の建築基準法等に係る整理や既存建物、新築建物の日影検討については本業務に含む。

　建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、建築物省エネ法、消防法、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議を行うこと。必要となる資料作成は本業務に含む。

コ　関係官公署等と協議を行い、実施設計時、工事発注時及び工事中に必要となる届出等については、届出者、届出名義、届出先、届出時期、根拠法令、手数料等を整理した一覧表を作成して提出すること。

サ　原則、一般的な機器、材料及び工法を採用し、経済性、工期に配慮した施工計画とすること。なお、地下水等、自然環境条件に配慮した工法を選定すること。

シ　アプローチ及び植栽等の外構計画について、工事中、工事後それぞれ検討、設計すること。

ス　工事中の工事車両動線、それ以外の動線を区分して計画すること。なお、工事車両の動線は東側だけでなく、敷地南西グラウンドの出入口の活用も検討すること。また、東側の出入りは現在の正門だけでなく、水路への仮設橋を通じた出入りも検討すること。（仮設橋の構造検討や水路管理者との協議を含む）

セ　大学を運用しながらの工事となるため、各段階におけるステップ図を作成し、行政機関や施設管理者と十分協議を行うこと。また、仮設・本設もふくめた学生のための駐輪場の安全性・利便性についても留意すること。

ソ　概略工事工程表は多機能講義棟（工区分けされる場合はそれぞれの工区）、体育館の事業順序について可能性があるもの複数案を、事業完了までの期間や事業費、大学運営への影響度等の観点から比較検証すること。なお、埋蔵文化財の調査や土壌汚染調査、発注手続き、各種法令協議や申請にかかる期間等、事業に必要な期間は可能な限り盛り込んだものとすること。